



情報マネジメントシステム(IMS)

I M S 要員認証機関認定基準

JIP-IMAC300-2. 0b

2025 年 8 月 20 日

**一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター
(ISMS-AC)**

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号
六本木ファーストビル内

URL <https://isms.jp/>

ISMS-AC の許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改定箇所（改訂理由）	備考
1.0	2008.4.1	初版制定	
1.0a	2011.4.1	協会名称の変更	
1.0b	2011.12.26	協会住所、電話・FAX 番号の変更	
2.0	2013.7.25	JIS Q 17024:2012 発行に伴う変更 認証規格の限定を削除：1.適用範囲	
2.0a	2018.4.2	一般社団法人化に伴う変更	
2.0b	2025.8.20	FAX 廃止に伴う変更	

目 次

1. 適用範囲
2. 引用規格及び関連文書
 - 2.1 引用規格
 - 2.2 関連文書
3. 用語及び定義
4. 一般要求事項
5. 組織運営機構に関する要求事項
6. 資源に関する要求事項
7. 記録及び情報に関する要求事項
8. 認証スキーム
9. 認証プロセス要求事項
10. マネジメントシステム要求事項

1. 適用範囲

この基準は、マネジメントシステムの審査員の認証を行っている第三者機関（以下、要員認証機関という）が、JIS Q 17024:2012 に基づいて行う要員の認証業務の遂行に関して適格であり信頼できると承認されるために遵守すべき一般要求事項を定めている。

この基準は、以下に定めるものを除き、JIS Q 17024:2012 (ISO/IEC 17024:2012) をそのまま適用する。

JIS Q 17024:2012 (ISO/IEC 17024:2012) 適合性評価－要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項

2. 引用規格及び関連文書

2.1 引用規格

JIS Q 17024:2012 の「2. 引用規格」を適用する。

2.2 関連文書

JIP-IMAC310 IMS 要員認証機関認定の手順

3. 用語及び定義

JIS Q 17024:2012 の「3. 用語及び定義」を適用する。

4. 一般要求事項

JIS Q 17024:2012 の「4. 一般要求事項」を適用する。

5. 組織運営機構に関する要求事項

JIS Q 17024:2012 の「5. 組織運営機構に関する要求事項」を適用する。

6. 資源に関する要求事項

JIS Q 17024:2012 の「6. 資源に関する要求事項」を適用する。

7. 記録及び情報に関する要求事項

JIS Q 17024:2012 の「7. 記録及び情報に関する要求事項」を適用する。

8. 認証スキーム

JIS Q 17024:2012 の「8. 認証スキーム」を適用する。

9. 認証プロセス要求事項

JIS Q 17024:2012 の「9. 認証プロセス要求事項」を適用する。

10. マネジメントシステム要求事項

JIS Q 17024:2012 の「10. マネジメントシステム要求事項」を適用する。